

# 東日本大震災に関する緊急要請

平成23年4月27日

全国町村会

## 東日本大震災に関する緊急要請

東北地方太平洋沖地震と大津波は、東日本各地を襲い、沿岸部の市町村を中心に壊滅的被害をもたらした。

加えて、福島原子力発電所の重大な事故をめぐっては、憂慮すべき事態が続き、周辺住民の不安にさいなまれた厳しい避難生活の長期化が懸念されている。

今般の東日本大震災は、大地震、大津波による広域的かつ甚大な自然災害に原子力災害が加わった複合災害であり、被害の凄まじさは、復旧・復興を目指す被災自治体に重くのしかかっている。

未曾有の国難と言うべきこの事態を乗り越えるためには、地域社会の復旧と復興、再生に向けて全力で取り組む地方自治体に対し、国が全面に立って、新規立法措置や財政措置の大幅拡充を含め、既存の枠組みを超えた強力な支援方策の構築に総力を挙げる事が不可欠である。

よって、国は、被害の実態を直視し、当面、下記事項について、対処するよう強く要請する。

### 記

#### I. 震災の復旧・復興対策

##### 1. 第一次補正予算の早期成立と特別法の制定

未曾有の非常事態に対処するため、当面の災害救助、応急対策に対する支援はもとより、がれき撤去や仮設住宅整備、ライフライン復旧など緊急を要する費用を盛り込んだ平成23年度第一次補正予算を速やかに成立させ

ること。

また、「復興基本法」や「特別財政援助法」など震災関連特別法を早期に制定すること。

その際、次の点に十分配慮すること。

#### (1) 補助対象事業の範囲の拡大

阪神・淡路大震災の際に対象とならなかった役場庁舎・支所など公用施設・設備や消防施設、公立保育所等を国庫補助の対象にするとともに、公用・公共用を問わず、公共的なものを含め、あらゆる施設、設備を国庫補助の対象とすること。

また、当面の復旧はもとより、本格的な再建についても国庫補助の対象とすること。

#### (2) 事務手続き等の簡略化

国庫補助申請等に関し、質的にも量的にも事務量が膨大となることから、各種申請期限の延長や書類の簡素化など事務手続きに係る負担を可能な限り軽減すること。

### 2. 激甚災害法対象の拡大

今般の震災は、激甚災害の指定を受けているが、甚大な被害を受けた施設には、激甚災害法の適用を受けない「農業集落排水施設」、「漁業集落排水施設」、「水道施設」等のライフラインもあり、復旧には巨額な費用を要することから、同法の対象範囲を拡大するか、「特別財政援助法」の対象として、手厚い措置を講じること。

また、激甚災害法の対象となる施設にあっても、地元負担を極力軽減する財政支援策を講じること。

### 3. 災害廃棄物の処理等

(1) 震災で生じた大量のがれきや車両・船舶などの災害廃棄物を早急に撤去するため、私有財産権に起因する制約

にとらわれず、効率的かつ広域的な処理体制を確立するなど、具体的な処理方法に係る指針を示すこと。

また、ゴミ処理施設、し尿処理施設の復旧についても早急に支援すること。

- (2) 被災町村が、自力では災害廃棄物を処理できない場合、県が代行できる仕組みを早急に構築すること。

#### **4. 住宅確保のための支援**

被災町村及び被災者を受け入れる町村において、仮設住宅を早期に建設できるよう、建築資材等の円滑な調達を実現するとともに、用地確保が困難な場合の借地料等に対し、最大限の財政措置を講じること。

また、低廉な公営住宅の提供等、被災者の住宅確保に向けた全面的な支援と財政措置を講じること。

#### **5. 災害救助法の弾力的運用**

被災者への公営住宅の無償提供などを災害救助法の対象とするとともに、地方自治体が自発的に行う救援物資の輸送、保管、職員の派遣経費及び避難者の受け入れに要する経費についても、災害救助法の対象とすること。

また、避難生活の長期化など事象に即した同法の弾力的運用をはかること。

#### **6. 被災児童・生徒及び教職員のための支援**

今般の震災においては、日常では感じ得ないほどのショックや恐怖、不安、家族の安否に加え、避難生活の長期化など様々な心痛がある。このため、被災した児童・生徒及び教職員への精神的なケアについて十分支援すること。

また、震災により就学が困難な児童・生徒への支援の

ため、授業料や学用品給付等就学援助について特段の財政措置を講じること。

## 7. 税制上の減免措置等に伴う減収補てん

地方税法改正により、課税免除の対象となった地方税の減収については国が全額補てんするとともに、被災町村が独自に減免を行った地方税の減収についても、当該町村の財政力に応じ、最大限の交付税措置を講じること。

また、福島第一原子力発電所の事故に伴い避難を強いられた町村における地方税の減収については、上記とは別に、国が責任を持って確実な財政措置を講じること。

## 8. 復旧対策に要する地方財政措置

- (1) 被災自治体が、地域ごとのニーズに応じて自由かつ機動的に災害対策事業等を実施できる交付金を創設すること。
- (2) 特別交付税を大幅に増額し、十分な財政措置を行うこと。
- (3) 普通交付税の繰り上げ交付を行うとともに、特別立法により地方交付税総額の特例を設け、大幅に増額し、復旧・復興に要する経費を普通交付税の別枠として措置すること。
- (4) 税制上の特例措置による国税の減少に伴う既定の地方交付税総額の減額は行わないこと。
- (5) 災害復旧事業の財源となる地方債の所要額を確保するとともに、実質的に地方負担が生じないように、元利償還金に係る財政措置を拡充すること。

## 9. 被災市町村への人的支援

全国の市町村から人的支援を行う「市町村職員の派遣スキーム」等による職員派遣に要する経費について、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないように万全

の措置を講じること。

#### **10. 住民生活や経済活動など復興への支援**

今回の地震等による被害は、地域住民の生活のみならず社会経済活動に対して壊滅的な打撃を与え、日本経済にも多大な影響を及ぼすことから、住民生活の安定と農林水産業、商工業、サービス業などすべての産業の復興に対して、国として十分な支援を行うこと。

#### **11. 震災復興のための基金の創設**

現行諸制度の隙間を埋め、被災地の早期復興、被災者の自立支援等を長期的、安定的、機動的に進めるため「震災復興基金」を創設し、被災市町村に対し必要な財政支援を行うこと。

#### **12. 復興構想等への被災町村の意見反映**

国における復興構想の策定等にあたっては、被災地域の住民の意向に配慮するとともに、被災町村が地域の実情を踏まえた主体的な取り組みを進められるよう、十分意見を反映したものとすること。

#### **13. 自衛隊の災害派遣の継続**

自衛隊員による被災直後からの人命救助、行方不明者の捜索、救援物資の輸送、給水・給食・入浴等の生活支援、がれき撤去などの諸活動に対し、被災地域の住民は感謝と信頼を寄せている。

未だ強い余震が続き、不安の中で避難を余儀なくされている多くの住民の期待に応え、自衛隊員による幅広い生活支援等をできる限り継続すること。

## II. 原子力災害対策

### 1. 放射性物質の放出停止

国は、「原発事故の収束」がこれまで原発を推進してきた国家の責務であることを再認識した上で、既存組織にとらわれず、国内外の英知を結集するなど国家の総力を傾注して、先般示された「事故の収束に向けた道筋」に基づく工程を国主導で達成し、放射性物質の放出を一日も早く停止させること。

### 2. 責任ある避難の指示

国は、指示避難、計画的避難、自主避難等を一方的に指示するのみで、本来、国の責任で一体的に実施されるべき避難先・避難手段の確保や避難先での生活支援等が全く不十分であり避難民が困惑している現状を猛省し、衣食住、雇用、教育、集落自治等生活全般にわたる避難民の不安な気持ちを思いやった、物心両面からのきめ細かな避難支援策を講じること。

### 3. 避難先不明者の確認

避難を余儀なくされた町村では、行政機能の低下に加え、国からの唐突な避難指示により避難先や安否が確認できない住民が多数発生し、町村役場を窓口とした義援金の支給や罹災証明等様々な行政サービスが滞ることが懸念されているため、国は、テレビ・新聞・インターネット等あらゆる媒体を通じて避難先不明者の確認に努め、町村の自治機能の回復を強力に支援すること。

#### **4. 賠償範囲の明確化と賠償金支払いの迅速化**

国は、原子力損害の賠償に当たっては、福島県だけでなく全国の事業者で深刻になっている風評被害を含む営業損害はもとより、避難民の経済的損害や精神的苦痛など原発に起因するものは全て賠償の対象になることを早急に明示するとともに、原発を推進してきた国が実質的に全ての賠償責任を負うとの立場から、簡便な損害評価方法により迅速に賠償金又は仮払金を支払うことができるように、特別法の制定等により実施体制、予算措置を確立すること。

#### **5. 放射性物質により汚染された農地等の除洗**

避難区域等から避難した農業者や事業者が、今後、帰宅して営農や事業を再開するためには、放射性物質により汚染された農地、農機具、住居、工場、店舗等の除洗が不可欠であるため、国は、農地等の除洗方法や安全基準を早急に開発するとともに、国費で除洗を実施すること並びに除洗に要する期間を明示すること。

#### **6. 放射性廃棄物の処理方法の明確化**

避難区域内の放射性廃棄物については、廃棄物処理法の対象外であり通常の廃棄物処理施設では処理できないため、避難民が帰宅する際の阻害要因になることが懸念されていることを踏まえ、国は、早急に放射性廃棄物の処理基準や処理方法を確立し、避難民が元の居住地で一日も早く生活できる基盤の整備に着手すること。

## **7. 正確で分かり易い情報提供による安心感の醸成**

国は、放射性物質に対する国民の不安のかなりの部分が、国からの情報提供の分かりにくさに起因していることを真摯に受け止め、国民の誰もが理解できるように、例えば、テレビ等の報道においては放射性物質・放射線の意味やその単位（ベクレル又はシーベルト）について分かり易い広報に努めるとともに、放射性物質のモニタリングの対象品目・調査地点を大幅に拡大し、国民の安心感の醸成に鋭意努めること。

## **8. 原子力施設の緊急点検と独立した監督機関の設立**

国は、国が安全性を確認した原子力発電所において事故が発生したという重い事実を厳粛に受け止め、まずは、全国の原子力施設について東日本大震災並みの巨大地震や大津波の発生を想定した再点検を緊急に実施し、さらにその結果を開示することにより周辺住民の不安の払拭に努めるとともに、今後は、これまでの安全検査の基本思想や実施体制をゼロベースで抜本から見直すこと。

その際、原発の推進機関（資源エネルギー庁）と監督機関（原子力安全・保安院）が同じ省庁にある現状を見直し、海外の専門家を加えた独立機関による厳正な監督体制を確立すること。

平成23年4月27日

全国町村会長

藤原忠彦